

# 遺言書

## 第1条

遺言者は、遺言者の有する預貯金を、すべて妻相続花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

## 第2条

遺言者は、遺言者の所有する以下の株式を、遺言者の長男相続一郎（平成〇年〇月〇日生）に相続させる。

- 相続商事株式会社の株式 100株
- 株式会社そうぞくの株式 100株

〇〇年〇月〇日

住所 東京都中央区銀座1丁目1番1号  
遺言者 相続太郎 印